○国土交通省告示第二百三十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	岡山市北区今岡五六二番から同市北区今岡七五〇番まで	令和八年二月一日十五時
吹田山口線		

○国土交通省告示第二百三十一号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十五日	株式会社ロジクエスト	東京都千代田区大手町二丁目二番一号新大手ビル四階	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十二号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十五日	一般社団法人こころー	東京都大田区蒲田五丁目一五番八号	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十三号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十六日	学校法人天美学園	大阪府松原市東新町一丁目一七番三六号	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十四号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十六日	とちぎ安全教育センター株式会社	栃木県宇都宮市鷺の谷町二三四	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十五号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年一月六日	株式会社大宮自動車教習所	茨城県常陸大宮市下村田二五一八	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十六号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の十六の規定により貨物軽自動車安全管理者定期講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十六日	独立行政法人自動車事故対策機構	東京都墨田区錦糸三丁目二番一号アルカイースト十九階	貨物軽自動車安全管理者定期講習

叙位・叙勲

○返上の請願

寺澤　次雄　前田　俊武

勲章返上の請願の件許可された（各通）（一月二十日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から令和七年十二月一日ラオス国家主席閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十五日御答信があった。

官庁報告